

**鳥取県告示第375号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（町営土地改良事業坂上地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成23年6月22日に同意したので、同法第96条の3第5項において準用する同法第48条第11項の規定により告示する。

平成23年6月28日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作